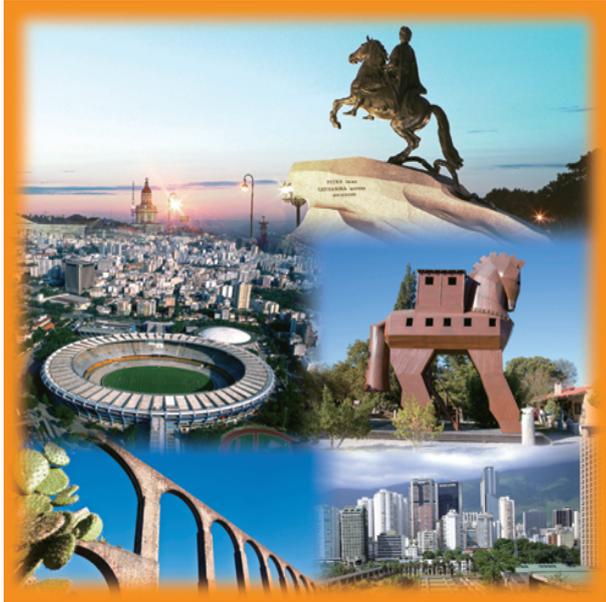


投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日

2023年11月29日



野村新興国債券投信

Aコース (為替ヘッジあり) (毎月分配型)

Bコース (為替ヘッジなし) (毎月分配型)

野村新興国債券投信Aコース (毎月分配型)

野村新興国債券投信Bコース (毎月分配型)

追加型投信 / 海外 / 債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 (受付時間) 営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	エマージング	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
Bコース								なし

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2023年10月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：53兆6268億円（2023年9月29日現在）

この目論見書により行なう野村新興国債券投信 Aコース/Bコース（毎月分配型）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年5月31日に関東財務局長に提出しており、2023年6月1日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

エマージング・カントリー^{※1}の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）を実質的な主要投資対象^{※2}とします。

※1 ファンドにおいてエマージング・カントリーとは、いわゆる先進工業国や最貧国などを除く諸国で、一般に新興経済国、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「エマージング・ボンド・オープンマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

- エマージング・マーケット債を実質的な主要投資対象とし、通常の優良格付を有する債券に比べ高水準のインカムゲインの確保に加え、金利や為替、信用力など投資環境の好転等によるキャピタルゲインの獲得を目指します。
- エマージング・マーケット債への投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。

ブレディ債 [※]	1989年のブレディ提案に基づいてエマージング・カントリーが発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券。
ユーロ債	ユーロ市場をはじめとする国際的な市場で主として米ドル建てで発行され、流通するエマージング・マーケット債で上記ブレディ債以外の債券。
現地米ドル建債	エマージング・カントリーの政府・政府機関等が自国市場において米ドル建てで発行し、流通する債券。
現地通貨建債	エマージング・カントリーの政府・政府機関等が自国市場において自国通貨建てで発行し、流通する債券。

※途上国における累積債務問題解決を目的として、1989年3月に当時のブレディ米国財務長官が提案した新債務戦略（ブレディ・プラン）に基づき、民間銀行向けの債務が再編された後、その債務と引き換えに途上国政府が発行した外貨建て（主として米ドル建）の債券のことをいいます。ブレディ債の発行形態は銘柄毎に多種多様です。

ブレディ債には償還時元本についてゼロクーポン米国財務省証券等によって担保されているものがあります。また利払いについても限定的に担保されているものがあります。現状では最長で30年満期のもまで発行されており、クーポンについても固定金利のものや変動金利のものなどがあります。

◆ 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

- 分散投資とクレジットリスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行ないます。
 - ◆投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。
 - ①エマージング・カンツリー単一国への実質投資割合は、合計で純資産総額の25%以内とします。
 - ②エマージング・カンツリーの同一企業発行の債券への実質投資割合は、純資産総額の5%以内とします。
 - ③エマージング・カンツリーの現地通貨建資産への実質投資割合は、合計で純資産総額の25%以内とします。
 - ④エマージング・カンツリー単一国の現地通貨建資産への実質投資割合は、純資産総額の5%以内とします。
- Aコースは原則として為替ヘッジを行ない、Bコースは原則として為替ヘッジを行ないません。

Aコース	Bコース
為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
実質組入外貨建資産については、エマージング・カンツリーの自国通貨建資産を除き、原則として為替ヘッジを行ないます。	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

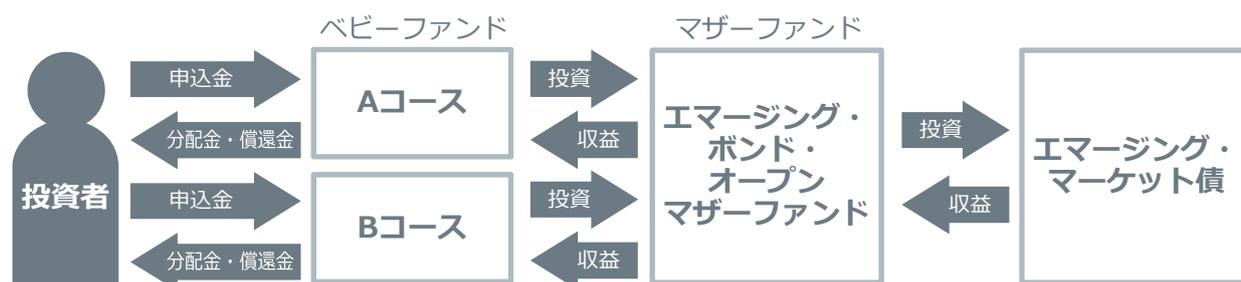
- ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）※1
Bコース	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）※2

※1「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index(EMBI) Global (USドルベース) をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index(EMBI) Global (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	海外の公社債（含む短期金融商品）の運用
委託先名称	NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. （ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク）
委託先所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資は転換社債を転換したもの等に限りに、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配の方針

原則、毎月5日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

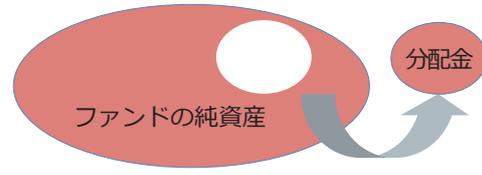
投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市場動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

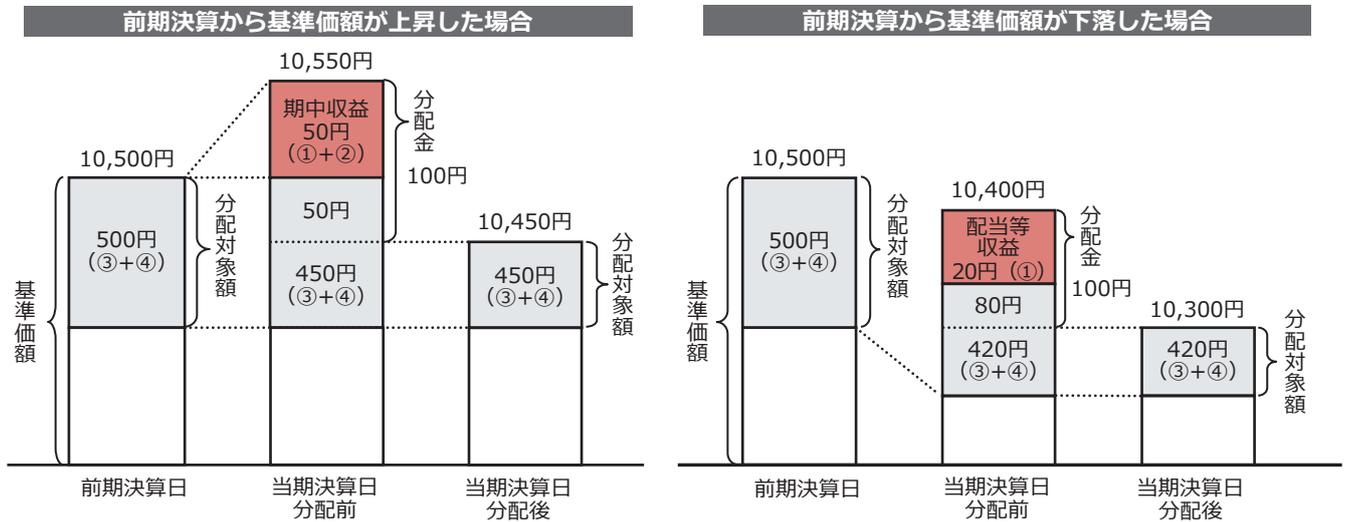


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

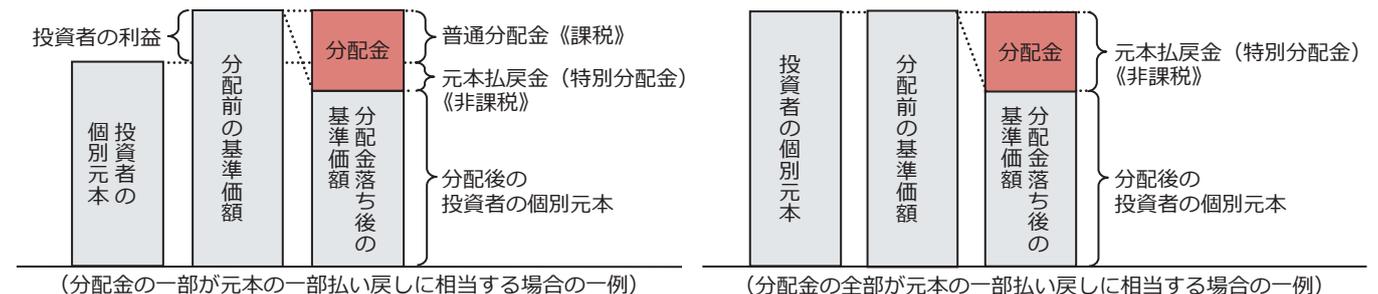
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。)
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。

◆投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。**なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	<p>「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。</p> <p>「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</p>

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。



投資リスク

- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- **パフォーマンスの考査**

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- **運用リスクの管理**

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

- ※ **流動性リスク管理について**

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

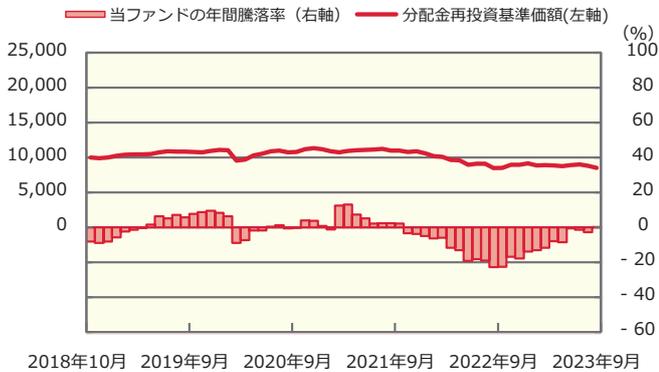


投資リスク

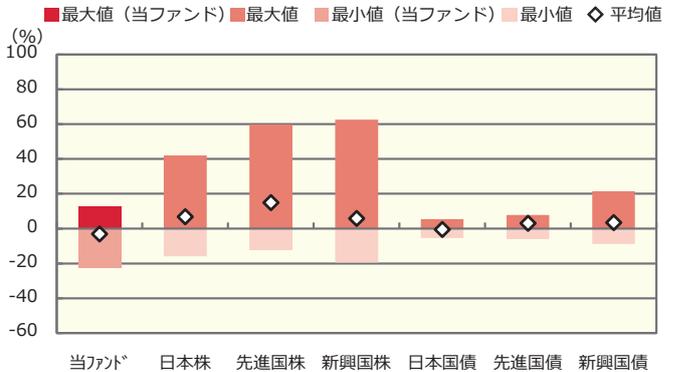
■ リスクの定量的比較 (2018年10月末～2023年9月末：月次)

■ Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



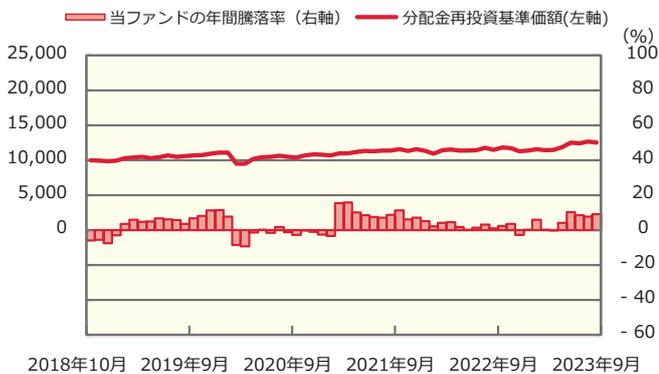
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	13.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 22.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	△ 3.0	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

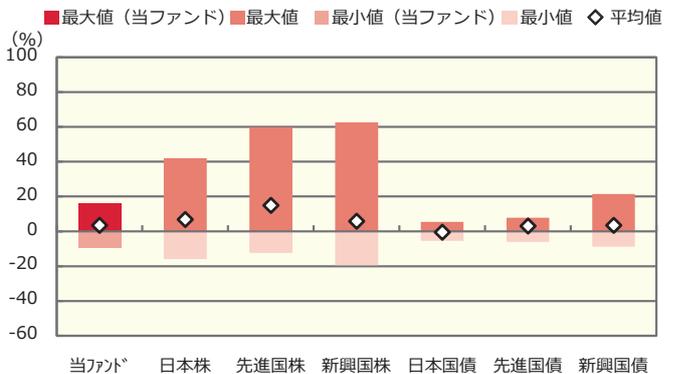
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ Bコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	15.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 9.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.4	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

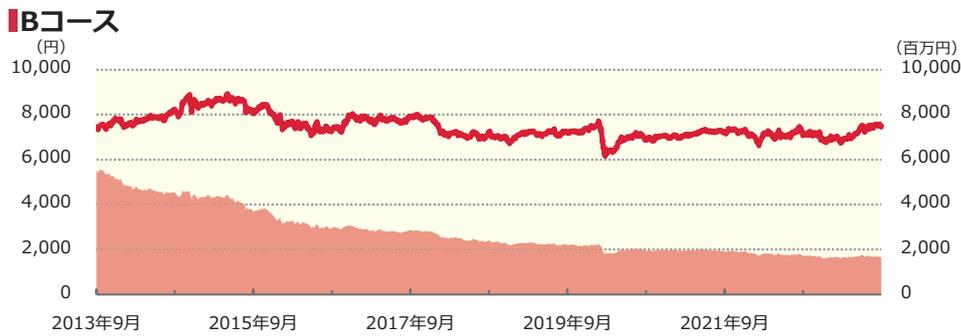
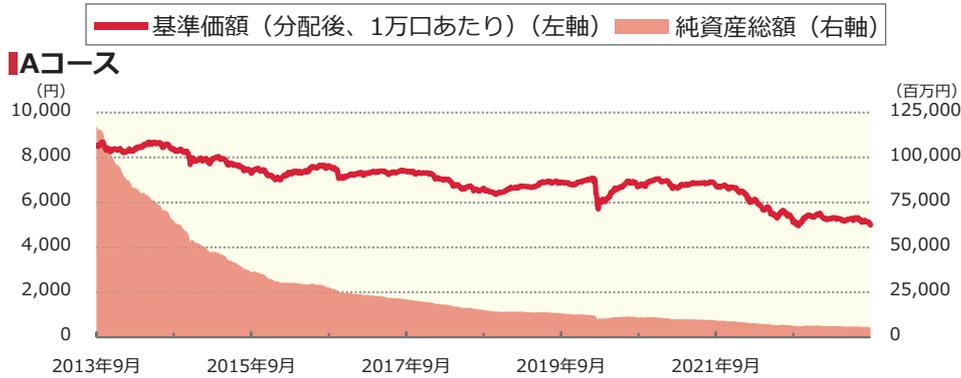
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



運用実績 (2023年9月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース

2023年9月	10 円
2023年8月	10 円
2023年7月	10 円
2023年6月	10 円
2023年5月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	11,072 円

Bコース

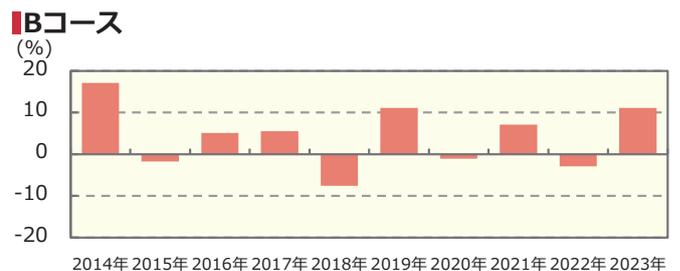
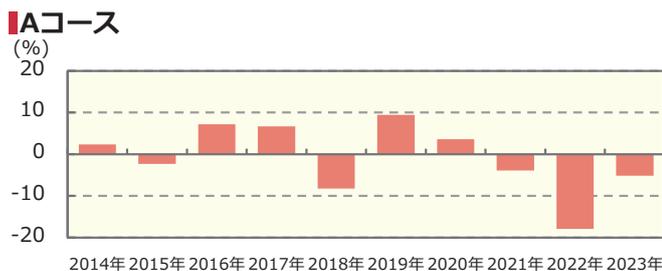
2023年9月	20 円
2023年8月	20 円
2023年7月	20 円
2023年6月	20 円
2023年5月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	15,861 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)	
			Aコース	Bコース
1	STATE GRID OVERSEAS INV	社債券	2.9	2.9
2	SAUDI INTERNATIONAL BOND	国債証券	2.7	2.7
3	REPUBLIC OF PHILIPPINES	国債証券	2.5	2.5
4	REPUBLIC OF CHILE	国債証券	2.4	2.4
5	STATE OF QATAR	国債証券	2.3	2.3
6	DOMINICAN REPUBLIC	国債証券	2.1	2.1
7	REPUBLIC OF PHILIPPINES	国債証券	2.0	2.0
8	ABU DHABI GOVT INT'L	国債証券	1.9	1.9
9	EMPRESA NACIONAL DEL PET	社債券	1.9	1.9
10	STATE OF QATAR	国債証券	1.8	1.8

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	購入コース	購入単位
	一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位
(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)		
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
購 入 に 際 し て	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。	

換 金 単 位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	

申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2023年6月1日から2024年5月30日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	1日1件5億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。

信 託 期 間	2026年3月5日まで (1996年4月26日設定)
繰 上 償 還	「Aコース」、「Bコース」の受益権口数の合計が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎月5日 (休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、7000億円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	3月、9月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。



手続・手数料等

課 税 関 係	<p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの対象とならない予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>* 上記は2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p>
---------	---

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																																					
購入時手数料	<p>購入価額に3.3% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。</p>																																				
信託財産留保額	<p>換金時に、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。</p>																																				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																					
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">ファンドの純資産総額 (「Aコース」「Bコース」 合算の純資産総額)</th> <th>50億円 以下 の部分</th> <th>50億円 超 100億円 以下 の部分</th> <th>100億円 超 300億円 以下 の部分</th> <th>300億円 超 500億円 以下 の部分</th> <th>500億円 超 の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">信託報酬率</td> <td colspan="5">年1.782% (税抜年1.62%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支払先の おおよび 役務の 内容 (税抜)</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.92%</td> <td>年0.94%</td> <td>年0.96%</td> <td>年0.97%</td> <td>年0.99%</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.60%</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.10%</td> <td>年0.08%</td> <td>年0.06%</td> <td>年0.05%</td> <td>年0.03%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【運用の委託先の報酬】 マザーファンドの運用の委託先であるノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクが受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社受ける報酬から、当該投資信託の信託報酬支払いのとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、年0.40%の率を乗じて得た額とします。</p>	ファンドの純資産総額 (「Aコース」「Bコース」 合算の純資産総額)		50億円 以下 の部分	50億円 超 100億円 以下 の部分	100億円 超 300億円 以下 の部分	300億円 超 500億円 以下 の部分	500億円 超 の部分	信託報酬率		年1.782% (税抜年1.62%)					支払先の おおよび 役務の 内容 (税抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.92%	年0.94%	年0.96%	年0.97%	年0.99%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.60%	年0.60%	年0.60%	年0.60%	年0.60%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.10%	年0.08%	年0.06%	年0.05%	年0.03%
ファンドの純資産総額 (「Aコース」「Bコース」 合算の純資産総額)		50億円 以下 の部分	50億円 超 100億円 以下 の部分	100億円 超 300億円 以下 の部分	300億円 超 500億円 以下 の部分	500億円 超 の部分																															
信託報酬率		年1.782% (税抜年1.62%)																																			
支払先の おおよび 役務の 内容 (税抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.92%	年0.94%	年0.96%	年0.97%	年0.99%																														
	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.60%	年0.60%	年0.60%	年0.60%	年0.60%																														
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.10%	年0.08%	年0.06%	年0.05%	年0.03%																														
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 外貨建資産の保管等に要する費用 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>																																				



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年9月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



追加的記載事項

- ファンドの名称について

「野村新興国債券投信Aコース（毎月分配型）」に「為替ヘッジあり」、「野村新興国債券投信Bコース（毎月分配型）」に「為替ヘッジなし」を付記する場合があります。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づいてお渡しするものです)

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

【クーリング・オフの適用について】

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【ファンドにかかる手数料等について】

投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまがご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。

(1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用

- 申込手数料: 申込金額(手数料込み)に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.30%(税込)の率を乗じて得た額

※ 申込代金から申込手数料をいただきますので、申込代金の全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません(裏面に具体的な計算例を示していますのでご確認ください)。

※ 当ファンドの申込手数料率は別項の「お申込手数料率のご案内」でご確認ください。

- 信託財産留保額: ご購入時の基準価額に対して最大0.1%の率を乗じて得た額
ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額

- 解約手数料: かかりません

(2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用

- 信託報酬: 純資産総額に対して最大年2.20%(税込)の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。

- その他の費用: 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用、実質的に投資対象とする資産の価格に反映される費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)など(運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません。投資対象とするファンドにおいて負担する場合があります)。

申込手数料以外の詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

◆ファンドの終了について

一定の事項に抵触した場合は繰上償還することがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◆当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

三井住友信託銀行は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

◆当社が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

三井住友信託銀行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づくものであり、当社においてファンドのお取引が行われる場合は、以下の方法により取り扱いいたします。

- 当社では投資信託のお取引にあたっては、「振替決済口座、投資信託保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます)には、取引報告書を原則として郵送によりお客さまに交付いたします。

◆当社の概要(販売会社に関する情報)

商号等	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
本店所在地	〒100-8233 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
資本金	3,420億円(2023年3月31日現在)
設立年月日	1925年7月28日
加入協会等	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
当社の苦情処理措置 及び紛争解決措置	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター または一般社団法人全国銀行協会を利用 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
認定投資者保護団体 業務の概要	当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。 信託業務、銀行業務、不動産売買の媒介・証券代行等の併営業務、登録金融機関業務

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

金融ADR制度(苦情処理・紛争解決手続)について

- 金融ADR制度とは、金融機関とお客さまとのトラブルを、裁判以外の方法で解決を図る制度です。一般的に、手続きの簡易さ、迅速性、専門性、非公開性、低廉な費用といったメリットがあるとされています。苦情処理・紛争解決手続きの手段は、お客さまが任意にご選択できます。
- お取引の指定ADR機関、または、指定ADR機関がない場合の当社の苦情処理・紛争解決手続き(苦情処理措置および紛争解決措置)については、目論見書補完書面の「当社の概要」をご覧ください。

お申込み手数料に関するご留意事項

1. 申込手数料の具体的な計算例

金額指定で購入する投資信託の申込手数料は、概ね次のように計算します。

(例) 申込手数料率が3.30%(税込)、基準価額が1万口あたり10,000円の投資信託を100万円の申込金額(手数料込み)で購入される場合

① 1万口あたりの 申込手数料(税込)	10,000円 (基準価額)	×	3.30% (申込手数料率)	=	330円		
② 購入口数の計算	1,000,000円 (申込金額)	÷	(10,000円 + 330円) 基準価額 申込手数料 └────────── 1万口あたり ─────────┘	×	10,000	=	968,055口
③ 申込手数料(税込) の計算	330円 (1万口あたりの 申込手数料)	×	968,055口 (購入口数)	÷	10,000	=	31,945円

2. 投資信託のお申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

《例》お申込手数料率が3%(税抜)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜)】

1年	3.00%
2年	1.50%
3年	1.00%
4年	0.75%
5年	0.60%
⋮	
⋮	

※ 投資信託によっては、お申込手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※ 左記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や償還までの期間については目論見書や目論見書補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、左記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただけます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

三井住友信託銀行への
お問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、下記または、お取引のある本支店までお問い合わせください。
0120-921-562

【受付時間】 平日 9:00~17:00

(土・日・祝日および12/31~1/3はご利用いただけません。)

なお、お問い合わせの内容によっては、お取引のある本支店におつなぎさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ 本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

目論見書補完書面(投資信託)

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

お申込み手数料率のご案内

〈商品名〉

野村新興国債券投信

Aコース(毎月分配型) / Bコース(毎月分配型)

■ 申込手数料率 ■

申込金額	手数料率
1億円未満	3.30% (税込)
1億円以上3億円未満	2.20% (税込)
3億円以上	なし

スイッチングのお申し込みは無手数料です。

- 上記の申込手数料率を上限とします。ただし、申込手数料割引サービス等を別に定める場合はこの限りではありません。
- 詳細および最新情報は、当社ホームページまたはお取引店でご確認ください。

〈三井住友信託銀行にて取り扱う投資信託に関してご注意いただきたい事項〉

■ 投資信託におけるリスクについて

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

■ その他重要なお知らせ

- ・ 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- ・ 取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- ・ 当社は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- ・ 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- ・ 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。